

犬や猫を1頭飼っているあなたへ

もっと飼いたい!?

犬や猫の複数頭・多頭飼育を始める前に





犬や猫の数を増やす前に …ちょっと待って！

どうして犬や猫をもっと飼いたいのか？

1頭でお留守番は
かわいそう
お友達が欲しいん
じゃないかしら



独身じゃ
さびしいよな
お嫁さんが
欲しいだろ



仲良く遊ぶ
姿はかわいい
だろうな



ニューフェイスは ライバルです

犬や猫が一番求めているのは、飼い主に見守られ愛してもらうことです。「お嫁さん（お婿さん）がほしいだろう」「お友達がいたほうが楽しいはず」というのは飼い主の一方的な考えです。飼い主の愛情を奪いあったり、相性が合わなくてケンカになるなど、トラブルの元になることがほとんどです。

かまうのが面倒
仲間がいれば
勝手に遊ぶだろ



先住犬が教育
してくれるから
しつけが楽でしょ



吠えたりいた
ずらがひどくて困るわ
お友達がいたら
落ち着くかな



問題行動を解決 するのは飼い主です

新しく来た犬に「教育」出来る犬は稀で、ほとんどは飼い主が最初から教える必要があります。吠えやいたずらなどの犬や猫の問題行動は「お友達」では治りません。むしろ、新しく来た犬や猫がストレスになって、問題行動がひどくなったり、新たな問題行動が出ることもあります。新しく来た犬や猫が困った行動を真似して、問題が倍になることもよくあります。

いつまでも
甘えん坊で困っちゃう
子供を産めば大人に
なるかしら



このコの子供が見たいな
生き物は産むのが
自然だよ



女に生まれた
のなら出産や
子育てを経験して
みたいんじゃないかしら



それは飼い主の 思い込みです

犬や猫にはそもそも「子を持ってば一人前」という概念はありませんし、子供を産んでも本来の性格は変わりません。見た目は健康な親同士でも遺伝性疾患を持った子が生まれる可能性があります。**繁殖は一般の飼い主が軽い気持ちで行うものではありません。**交尾でうつる感染症もあります。

それでもあなたは2頭以上飼いたいですか？

1頭飼うのと2頭以上飼うのとではこんなに違う！

飼っている犬や猫の数が多くなれば、食餌や散歩などの世話、首輪や引き綱などのペット用品、ワクチン代などの医療費などが、単純に頭数に比例して増えるだけではありません。1頭で飼っている場合と違った配慮が必要になるのです。手間や費用は、頭数の何倍にもなるといつていいでしょう。

→ 違い 1 不妊去勢手術が必要になる

1頭飼いの場合でも予定外の繁殖を防ぎ、生殖器系の病気を予防するために不妊去勢手術は必要です。さらに、2頭以上で飼う時には、同性同士でも無用な争いやストレスを防ぐという意味で重要性が増します。特にオスとメスで飼う場合には、メスは最初の発情前、オスは性成熟前に不妊去勢手術をすることが必要です。

犬や猫にとって、繁殖に関する行動は自分で抑制できない強い欲求です。生殖腺(メスの卵巣とオスの精巣)があ

る状態だと、異性の相手が身近にいれば当然交尾したくなりますし、いなければ相手を探しに行きたくなります。欲求を残したまま交尾させないというのは、犬や猫にとって大きなストレスになり、肉体的・精神的な病気や問題行動を引き起こす原因となります。同居の同性同士では繁殖の優先権を巡って争いが生じることもあります。オスの場合、交尾した経験があると、去勢した後も交尾の欲求が残ることがあります。



不妊去勢しないストレスで出やすい問題行動

- 1 異常に吠える、鳴く
- 2 ケンカ
- 3 不適切な排泄(マーキング)
- 4 自傷行為(手足を舐める、自分の尾を追いかけるなど)
- 5 家から出ようとする、放浪する

事例

交尾できないストレスでオス犬が足先のパッドをかじり壊してしまったケース

オスとメスの犬を飼っているAさん。子犬が生まれて数が増え、これ以上飼えないのもう生まないようにオスだけを去勢しました。ところが、交尾を経験したオス犬は、去勢してからもメス犬が発情する度に落ち着き無くし、メス犬が気になって餌も食べません。ストレスで自分の足先を執拗に舐め回し、毛は抜けて潰瘍になり、ついにはパッドをかじり壊してしまいました。



猫や犬の繁殖効率はとて高く、親子きょうだいの間でも子供を作るため、放っておくと1組のオスとメスがあっという間に何十頭にも殖えてしまいます。

毎年、何万頭もの子猫や子犬が殺処分されています。これ以外にも、病気、交通事故、飢餓で死んでいる子猫や子犬がたくさんいるのです。



1頭のメス猫が...



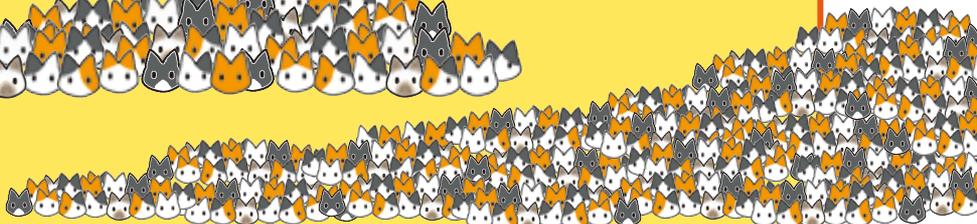
1年後には20頭以上



2年後には80頭以上



3年後には2000頭以上



- ★メス猫は生後4~12ヶ月で子猫を産めるようになり、年に2~3回出産可能とされ、1回に1~8頭ほどの子猫を産みます。
- ★犬も増える速度は違いますが同様です。メス犬は生後6~9ヶ月で子犬を産めるようになり、年に2回出産可能とされ、1回に1~10頭ほどの子犬を産みます。

→ 違い 2 災害時の避難方法を考えなくてはならない

地震や噴火、洪水などの自然災害や人災で、避難をしなくてはならない事態が近年多発しています。災害時には、飼っている動物は飼い主と一緒に避難すること(同行避難)にしている自治体が増えています。飼い主は、自分の犬や猫をどう運び、避難場所でどう世話をするのか、普段から考

え、キャリーバッグなど必要な資材をそろえておかなくてはなりません。万一の時、一人が連れて避難できる犬や猫の数は限られます。1頭なら速やかに避難できても、2頭、3頭と数が増えるほど難しくなっていきます。



→ 違い 3 動物同士の関係に気を配らなくてはならない

飼っている犬や猫が1頭だけのときは、「犬と人」または「猫と人」という関係だけですが、2頭以上になると、新たに「犬と犬」、「猫と猫」、犬と猫を飼っている場合は「犬と猫」の関係が生じます。この「動物同士の関係」は、人が一方的にコントロールできるものではありません。犬や猫には人と同じように個性や感情があり、相性の良さ悪しがあ

ります。飼い主の関心や愛情をめぐって、動物同士で争いになることもあります。飼い主がそれを理解せずに無理に仲良くさせようしたり、片方にばかり関心を払うと、動物同士の関係が混乱してトラブルや問題行動の元になってしまいます。動物同士の相性が悪く、仲良くならない場合は、別々に飼う方法も考えなくてはなりません。



事例

さびしいだろうと新しく猫を飼ったら仲が悪かったケース



オス猫(去勢済)とメス猫(不妊済)を飼っていたBさん。オス猫が病気で亡くなり、1頭になったメス猫がさびしいだろうと新しくオスの子猫をもらいうけました。メス猫は前のオス猫とグルーミングし合うなど、仲良くしていたのだから当然新しい猫も受け入れるだろうと思っていましたが、メス猫は新しく来た子猫を嫌ってタンスの裏に隠れたきり食餌もとらなくなってしまいました。子猫を別の部屋に移動させたらそつと出てきて餌を食べますが、すぐに隠れてしまいます。メス猫はストレスですっかり痩せ、トイレを我慢するので膀胱炎にもなってしまいました。半年たってもメス猫は新しい猫を受け入れず、結局、2頭は顔を合わせないように別々の部屋で飼う事になりました。前のように2頭でくっつき合って眠るような仲睦まじい関係を予想していたBさんは、手間も苦労も増えただけでした。

→ 違い 4 健康管理と食餌の管理が複雑になる

複数頭飼うと、普段からの健康の管理と予防、病気の早期発見、早期治療にいつもの注意が必要となります。1頭が伝染性の病気や寄生虫に感染したらすぐ他の犬や猫にも広がりますし、病気が人と動物の共通感染症であった場合には、人への感染の危険も高まります。病気の個体と健康な個

体を隔離したり、動物同士の関係ストレスによる病気も考えなくてはなりません。

普段の食餌の量や質なども、1頭1頭の年齢や健康状態に合わせてなくてはなりません。その管理は頭数が多くなるほど難しくなっていきます。



→ 違い 5 近隣住民にさらに配慮しなくてはならない

犬や猫を飼うときには、適切に飼い、近隣住民に迷惑をかけない配慮が必要なのは当然ですが*1、複数飼うと1頭飼いの場合よりもさらに細かい配慮が求められます。

動物が多くなればそれだけ抜け毛やフケ等も増え、不衛生になりやすいので掃除をこまめにしなくてはなりません。複数で飼っている場合は1頭が鳴き始めると他も同調して鳴くことが多く、習性からみて正常な範囲の鳴き声であっても、住宅密集地では騒音となります。改善するにも、1頭飼いなら原因も見

つけやすく対策も立てやすいのですが、複数飼っている場合には問題が複雑になりがちで、対処も1頭1頭に行く必要があり、手間も時間もかかります。

複数の犬や猫がいることで近隣に及ぼしている影響(鳴き声や物音、臭いなど)を、近隣住民がどう感じるか冷静・客観的に想像して対処する配慮が必要です。気をつけていても、不慮の事故等で近隣に迷惑をかけてしまうかもしれません。普段から、近隣住民と良好な関係を築いておくことが大切です。



事例

飼い犬の吠え声の騒音で慰謝料を命じられた裁判例



閑静な住宅地で、飼い犬4頭(柴犬のオス、ピレニアンマウンテンドッグのオス・メス、紀州犬のオス)が連日夜間又は朝方にかけて一定時間断続的に鳴き続け、改善策をとらなかった飼い主ら(被告)に対し、受忍限度を超えており、飼い主らは犬の鳴き方が異常なものとなって近隣の者に迷惑をかけないよう散歩やしつけなどを行うべき飼育上の注意義務に違反し、原告らに財産的、精神的損害を与えたとして、裁判所は原告1人につき30万円の慰謝料等*の支払いを命じました。

(東京地方裁判所、平成7年2月1日)

★:原告3人のうち1人は慰謝料ではなく、騒音で賃借人が退去したことに対する財産的損害32万円

→ 違い 6 多頭飼育を法令で規制している地域もある

犬や猫の多頭飼育を制限する条例等を設けている自治体もあります。このような条例等が制定された背景には、多頭飼育による周辺環境の悪化が社会問題となっている現実があります。

多頭飼育に関する条例等(抜粋・要約)

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例	犬、猫合わせて10頭以上飼うものは、一部の場合を除き繁殖制限しなければならない(第13条) 犬、猫合わせて10頭以上となった時には、30日以内に知事へ届出をしなければならない(第14条)[届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料(第32条)]
滋賀県動物の愛護および管理に関する条例	犬、猫合わせて10頭以上となったときには、30日以内に知事に届出なければならない(第6条の2)[届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料(第19条)]
佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例	犬、猫合わせて6頭以上飼うものは、周辺住民から飼養状況等について説明を求められた場合には、説明するよう努めなければならない(第5条) 犬、猫合わせて6頭以上となった時には、30日以内に知事に届出なければならない(第6条)[届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料(第25条)]
化製場等に関する法律	都道府県知事が指定する区域内で都道府県条例で定める頭数以上の犬を飼う場合は知事の許可を受けなければならない(第9条)

*1:動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等にに応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

多頭飼育の崩壊

飼い主が世話できる数以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例が発生し、大きな社会問題になっています。

◆不十分な世話は虐待

安易に数を増やした結果、飼い主の経済力や世話がおいつかないため、犬や猫は十分な食餌も水も与えられず、糞尿の掃除も行き届かない劣悪な環境の中に閉じ込められます。このように世話を怠って犬や猫を苦しめるのは虐待です*1*2。人との温かいふれあいもなく、体も心も不健康な状態に置かれた犬や猫は健康状態も悪く、社会性もなく、人に慣れていないため、飼い主の生活が破綻し行き場を失ったとき、新しい飼い主をみつけるのは困難を極めます。自治体や動物愛護団体などが協力して新しい飼い主をさがす努力をしますが、全てに温かな家が見つかるとは限りません。



劣悪な環境に置かれた犬たちは、ストレスで吠えるなどの異常行動を示します。このような場所に飼えなくなった犬や猫を置いていく人も同罪といえるでしょう



◆飼い主のいいわけ

多くの場合、このような飼い主本人は、自分を捨てられた動物を助ける「やさしい」人だと言います。しかし、不適切な飼われ方をされた犬や猫は、飼い主の無責任な「やさしさ」の犠牲となっているのが現実であり、近隣住民は悪臭や騒音など住環境の悪化などで多大な被害をこうむっています。動物の命は、中途半端なやさしさを自己満足させるための道具ではありません。

◆飼い主の勝手なイメージと現実とのギャップ

コマーシャルの映像等から勝手に「ペットとの楽しい暮らし」をイメージしたり、流行の犬や猫が欲しくて安易に数を増やしたあげく、動物同士の関係がうまくいかなかったり、イメージと現実のギャップに嫌気がさして、捨てたり、世話を怠る例も増えています。このような

行為は、飼い主の身勝手ではありません*2。犬や猫を2頭以上飼おうと考えている方は、誰でもこのような不適切な多頭飼育とその崩壊に陥る可能性があることを考えて、頭数を増やすことを慎重に考えてください。



多頭飼育によって周辺的生活環境が損なわれている場合、知事等が飼い主に改善勧告・命令を行います。命令に従わなかった場合は20万円以下の罰金に処せられます。*3

*2: 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いとうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

*3: 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

猫の複数頭飼育

猫の複数頭飼育で守るべきこと

- 必ず室内で飼う*6
- 全ての猫の不妊去勢措置と個体識別(名札、マイクロチップなど) *1*4*5*6
- それぞれの猫にくつろぐ快適な空間を複数用意する(隠れられる高い場所)
- 餌は頭数分、別々に用意する
- トイレは猫の頭数に1を加えた数(場所)を用意する(爪とぎも複数)
- 定期的なワクチン接種と健康診断、病気の予防と治療
- 災害時に一緒に避難できる手段がある

これらのことを
守って飼える猫の数は
何頭なのか、自分の生
活、住環境、体力、経済
力などを考えて冷静に判
断してください。



室内での猫の複数頭飼育

1 それぞれの猫に十分な空間と時間をとる

猫にはそれぞれの個体が快適に過ごすために、一定の広さや上下運動できる高さ、隠れ場所、飼い主とおもちゃで遊ぶ時間(狩猟本能を満足させるため)が必要です。しかし、数が多すぎると全ての猫に必要な時間と愛情を注ぐのは不可能です。給餌、トイレの清掃などの世話が行き届いていたとしても、猫密度が異常に高いことは多大なストレスになり、ストレスは異常な鳴き声や異常行動、病気として現れます。⇒猫のストレスサイン(p8)

2 不妊去勢手術 *4*5*6

「不妊去勢手術はかわいい」、「かわいい子猫を見たい」と、軽い気持ちで生ませても、2回も出産させればすぐに10頭を超え、ほんの1~2年で一人の人がきちんと世話をできる数以上になってしまいます。

3 清潔な居住環境を確保する

猫は本来、排泄物を体につけたり、その側で餌を食べたり眠ることを嫌がる生き物です。排泄物が放置されている環境での生活は強いストレスとなります。たとえ室内飼

いであっても、不衛生な環境で猫を多頭飼育すると、隣接する住宅に迷惑(異常な鳴き声や臭いなど)となります。特に集合住宅では大きな問題となってしまいます。

4 不十分な管理は虐待につながる *1*2*3

捨てられた猫を見るとかわいそうでつい拾ってしまい、猫の数が増える事例も多くあります。その結果、世話が行き届かず、糞尿、抜け毛、嘔吐物などの清掃がおろそかになり、室内が雑然として猫にとって危険なものが放置されたりするなど生活環境が悪化します。きちんと世話をできないのにいたずらに数を増やすのは、猫への虐待につながります。適切な世話をしてくれる飼い主に巡り会う機会を奪い、苦しめているのです。



*4:動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

*5:家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)

第3 共通基準

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

猫のストレスサイン

- ① 不適切な場所での排泄、壁などへの尿スプレー
- ② 狭いところに閉じこもって出てこなくなる
- ③ 不適切な場所での爪とぎ行動
- ④ 体を過度に舐め、毛が抜けてしまう
- ⑤ グルーミングをしなくなり、毛がバサバサになる
- ⑥ 他の猫を執拗に追いかけてまわす、追い詰める
- ⑦ 食欲不振、元気消失
- ⑧ 膀胱炎、便秘

このような状態が見られたら
猫の複数頭飼育のポイントを確認

- ・ 一時的に猫を隔離する
 - ・ 相性の悪い猫と部屋を分ける
- など緊急対策を行い、専門家に相談したり、場合によっては猫を新しい飼い主に譲って数を減らす必要があります。



猫の複数頭飼育のポイント

猫を複数頭飼うことは、誰にでもできることではありません。飼う場合には、以下のことを家族みんなよく話し合い、人と猫の幸せを考えて行いましょう。

<p>性格は？</p> 	<p>猫を好きな性格の猫を選びましょう。母猫やきょうだいと離乳まで一緒に暮らした猫だと、他の猫との社会化ができていますので比較的受け入れられやすいようです。先住猫が孤独を好むタイプなら、新たな猫は他の猫を無視できる性格の猫を選ぶ必要があります。</p>	<p>引き合わせ方は？</p> 	<p>健康状態が確認できたら、先住猫に新しい猫を引き合わせることはできますが、新しい猫が落ち着いていられない場合は、まだ先住猫と会わせるべきではありません。最初は先住猫を他の部屋に隔離して、新しい猫にその部屋を確認させます。新しい猫が十分に匂いを嗅ぎ、落ち着いた態度でいることができるようになったら、両方の猫にハーネスと引き綱をつけた状態で部屋の端と端におき、先住猫と対面させます。すぐに匂いを嗅ぎ合う猫もいますが、多くの場合はお互い知らないふり、あるいはお互いすぐに逃げてしまうなどの警戒行動をとります。猫の様子を見ながら部屋のドア越し対面を続けるか、たくさん逃げる場所を作った状態で時間を決めて一緒に部屋で自由にし次第に慣れていくのを待ちますが、お互いが落ち着いていられない場合には会わせるのは時期尚早です。決して人が猫同士を近づけてはいけません。</p>
<p>年齢は？</p> 	<p>猫の年齢差が大きいと体力的な差も大きくなりますので、最大でも4〜5歳差がいいでしょう。新しい猫が生後半年以下の子猫ならば、すんなりと受け入れられることが多いようです。ただし、7歳以上の高齢猫に元気いっぱいの子猫が来ると、子猫のパワーに負けて避けるようになってしまうことがありますから注意が必要です。</p>		
<p>雌雄の組み合わせは？</p> 	<p>オス・メスの組み合わせが最も仲がいいといわれていますが、繁殖を防ぐため不妊去勢措置が必要です。去勢したオス同士も、比較的容易に仲良くなる人が多いようです。メスは警戒心が強いので慣れるのに時間がかかる傾向があります。</p>		
<p>健康状態は？</p> 	<p>先住猫、新しい猫のどちらも動物病院でウイルス(FIV、FeLV など*)、寄生虫、健康状態のチェックをしましょう。特に拾った猫など出自の分からない猫を受け入れるときは、いきなり先住猫に接触させると思わぬ病気がうつることがあります。獣医師による健康チェックが終わるまでは別々に飼い、食器やタオルなどの共用を避け、触れた後は手を洗うなどの配慮が必要です。</p> <p>★: FIV=猫免疫不全(通称猫エイズ)ウイルス FeLV=猫白血病ウイルス</p>	<p>接し方は？</p> 	<p>猫は一般に先にその場所にいたものが優先権を持つ傾向があります。優先権は常に先住猫にあると考え、遊びや食餌、なでるなどのコミュニケーションも全て先住猫を優先します。新しい猫が子猫の場合、つい関心が子猫に向かいがちですが、先住猫の気持ちを考えましょう。新しい猫は最初から「2番」の扱いを受けていれば、そういうものだと容易に馴染みます。</p>

*6: 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号)

第5ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合には、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること。

屋外での猫の複数頭飼育

飼い主であるなしにかかわらず屋外でむやみに猫に餌をやるのは、猫のためにもならず、また多くの場合近隣とのトラブルの原因になります。餌を与えるという楽しみだけを享受して、周りの迷惑は知らぬふりというのは、社会では通用しません。また、餌を与えて猫を集めれば子猫が生まれ、1頭のメス猫が2年で80頭以上に殖える計算になり、一人の人がきちんと世話をできる数をはるかに超えてしまいます。もし、不妊去勢手術を行っていないのに数がそれほど増えていないのであれば、生まれた子猫はどこかで死んでいるのです。それは本当に猫を愛している行為でしょうか。近隣に迷惑をかけないためにも、野生動物保護のためにも、猫自身の安全・健康のためにも、猫は室内で飼うことが原則です*6。

屋外で猫を飼うことは、猫を交通事故や感染症などの危険にさらします。ワクチンを接種していない猫が集まると、1頭が伝染病を持ち込めばあっという間に他の猫に広がります。猫の数が増えれば増えるほど、ケンカや感染症のリスクを増やし、適切な世話を受ける機会を奪っているのです。



事例

猫への餌やりで飼育禁止や慰謝料を命じられた裁判例



集合住宅(タウンハウス)で複数の猫に餌やりをしていた被告に対し、屋内で1匹、屋外で4匹の猫を飼育していること、その他の猫を含む屋外での餌やりは、糞尿、ゴミの散乱、毛の飛散、騒音、物品の破損、猫除けの設備の破損などの被害を及ぼしていることを認定した上で、これらは、動物飼育の禁止、迷惑行為の禁止を定めた規約に違反すること、屋外での餌やりの方法は、受忍限度を超え住民の人格権を侵害することなどを理由に、敷地内及び屋内での猫への餌やり禁止、住民への慰謝料(3~13万円)支払いなどを命じました。

(東京地方裁判所立川支部、平成22年5月13日)

参考事例

適正な活動で猫との共生に成功した地域の例

高度成長期に開発された郊外の住宅街で、無責任な餌やりにより餌場を中心に30匹以上の猫が集まり、糞尿・悪臭・花壇を荒らされるなどの被害が発生していました。自治会で問題になり、「捕獲処分する」「猫を他へ移転する」などの意見を経て、「餌やりを禁止し猫の散逸を待つ」という消極的な対応を始めましたが、根本的解決には到りませんでした。そこで自治会員のCさんが発起人となり、**地域の環境美化の一環**として住民が取り組み、猫との共存を目指すことにしました。

Cさんは活動グループ(自治会役員を含め9名程度)を組織し、自治会掲示板付近で**猫の給餌管理**、**協力者宅の敷地内にトイレを設置**、動物愛護団体のアドバイスで活動に理解のある動物病院の協力を得て**猫の不妊去勢手術**を実施。手術の費用はバザーや募金の収益金、資源ごみ回収の奨励金など既存の制度を活用したり自治会からの支出でまかないました。

手術済の標識を着けた猫の周知、住民の理解を得るための活動も継続しつつ、無責任な餌やりの人に対しては、非難したり排除したりするのではなく**話し合いや餌やり方法の改善**を進め、協働する方向を目指しました。今ではルールも定着し、猫の増加による被害も減少、自治会内の理解・協力は格段に向上、地域合意を得た活動は着実に継続し、隣接する地域の関心も高まってきています。



猫との共生活動に必要な条件とは

- ・地域の理解と協力
- ・地域住民の認知と合意
- ・飼育管理者が明確
- ・対象の猫の把握
- ・フードやふん尿の管理
- ・不妊去勢手術の徹底
- ・周辺美化など地域のルールの遵守
- ・一代限りの生命を全うさせる



犬の複数頭飼育

犬の複数頭飼育で守るべきこと

- 全ての犬の登録、毎年狂犬病予防注射*7*8
- 鑑札、注射済票、名札(マイクロチップ)の装着*1*7*8
- 全ての犬の不妊去勢措置*4*5
- それぞれの犬と接する時間を確保する
- それぞれの犬にくつろぐ快適な空間を確保する
- しつけはそれぞれの犬に1対1で行う
- 餌は別々に用意して先住犬から与える
- 犬同士の関係を適切に把握し、争いにならないように配慮する
- 定期的なワクチン接種と健康診断、病気の予防と治療
- 犬が老齢になったとき介護できる体力と人手
- 災害時に一緒に避難できる手段がある

これらのことを守って飼える犬の数は何頭なのか、自分の生活、住環境、体力、経済力などを考えて冷静に判断してください。



複数頭飼育はあくまで飼い主の勝手な事情

1 飼い主の愛情の奪い合いになる

犬にとって必要不可欠なものは飼い主の愛情で、「犬の仲間」ではありません。先住犬にとって新しく来た犬は飼い主の愛情や関心を奪うライバルです。飼い主に注目されることが減るのは大きなストレスとなり、ケンカや自傷行為、病気などの問題に発展します。

⇒犬のストレスサイン(p11)

- ・適切な社会化期を過ごさなかった犬は、犬同士のつき合い方がわからず、一緒に暮らすことが大きなストレスになります
- ・成犬同士では相性が合わなかったり、飼い主の愛情や関心を奪い合うケンカで心や体に深刻な傷を負ったり、結局は別々に飼わざるを得なくなることもあります
- ・新しく来た犬が子犬でも、むしろ飼い主の関心が子犬に集中する分、先住犬は辛く感じます

2 繁殖は素人が行うべきではない *4*5

「お嫁さん」や「お婿さん」が欲しいだろうと新しい犬を迎えたり、最初から「つがい」として雌雄の犬を飼い、軽い気持ちで生ませても、1回の出産で5～10頭が生

まれます。犬の繁殖は遺伝病など繁殖に必要な知識を十分に持った人が計画的に行うべきであり、一般飼い主が軽い気持ちで行うものではありません。

- ・子犬のもらい手を捜してもそう簡単には見つかりません
- ・健康そうに見えても遺伝する病気の遺伝子を持っている可能性があります
- ・親子きょうだいでも交尾するため、近親交配では生まれつき体に障害がある子犬も生まれやすくなります

3 不十分な管理は虐待につながる *1*2*3

きちんと世話をできる数以上にして、愛情不足や運動不足、不衛生な環境で飼うのは犬への虐待につながります。近隣へも悪臭、騒音、生活環境の悪化など多大な迷惑になり、犬が敷地から迷い出て人を咬んだり傷つける事態になれば、飼い主は傷害などの罪に問われることもあります。

- ・ストレスで、異常に吠えたり、ケンカや自傷行為などの異常行動を示すようになります
- ・寄生虫病や皮膚病、感染症などの病気が蔓延しやすくなります
- ・必要な獣医療を受けさせることが経済的に難しくなります

*7: 狂犬病予防法(昭和25年8月26日法律第247号)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。(以下略)

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に付けておかなければならない。

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に付けておかなければならない。

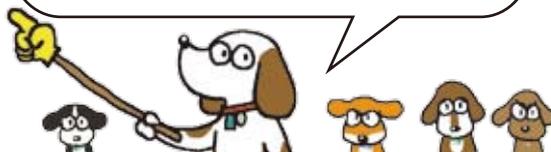
犬のストレスサイン

- ① 過剰に吠える、鳴く、鼻を鳴らす
- ② 落ち着かない
- ③ 犬や人に攻撃的になる
- ④ 自分の尾を追いかけてグルグル回る
- ⑤ 手足などを過度に舐めたりかじったりして、毛が抜けてしまう
- ⑥ すぐに逃げたり隠れたりする
- ⑦ 家具やケージなどを噛む
- ⑧ 食欲不振、あるいは、食欲亢進
- ⑨ 下痢

このような状態が見られたら
犬の複数頭飼育のポイントを確認

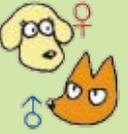
- ・ 一時的に犬を隔離する
- ・ それぞれの犬に不足なく愛情を注ぎ世話をする
- ・ 犬同士の関係を見極め、犬を不安にさせないよう適切に対処する

など緊急対策を行い、専門家に相談したり、場合によっては犬を新しい飼い主に譲って数を減らすことが必要です。



犬の複数頭飼育のポイント

犬を複数頭飼うことは、誰にでもできることではありません。飼う場合には、以下のことを家族みんなでよく話し合い、人と犬の幸せを考えて行いましょう。

<p>性格・性質・品種は？</p> 	<p>先住犬がよく吠えるから今度は吠えない犬を、先住犬がいたずら好きだから今度は大人しい犬を、と考えるのは間違った選び方です。吠える、咬む、いたずらをするなどの問題行動は飼い主の教え方に問題があることがほとんどですから、新しい犬も同じ問題を起こすと考えていいでしょう。むしろ、犬は犬からの学習の方が早く容易に行いますから、先住犬の真似をして、問題が2倍になるだけです。先住犬も新しく迎える犬も犬との接触を好むタイプであることが必要です。同じ品種か同じ犬種グループだと、似たような傾向の性格・性質なので、運動要求量や好きな遊びが共通して仲がよくなりやすいかもしれません。体格差がある方が、ライバル意識が弱まるかもしれませんが、他の犬との接触を積極的に好むタイプの犬と、犬との接触を好まないタイプの犬との組み合わせはよくありません。飼い主を独占したいタイプの犬も複数頭飼育には向きません。</p>	<p>健康状態は？</p> 	<p>先住犬、新しい犬のどちらも動物病院で健康状態のチェックをしましょう。特に拾った犬など出自の分からない犬を受け入れるときは、いきなり先住犬に接触させると思わぬ病気がうつることがあります。獣医師による健康チェックが終るまでは別々に飼い、食器やタオルなどの共用を避け、触れた後は手を洗うなどの配慮が必要です。</p>
<p>年齢は？</p> 	<p>同じような年齢・体格だと体力に差がなく、ライバル意識が強くなるかもしれません。4～5歳の年齢差を持たせるといいでしょう。ただし、高齢犬と子犬の組み合わせは高齢犬へのいい刺激にもなる反面、体力を消耗させるので、注意が必要です。</p>	<p>引き合わせ方は？</p> 	<p>健康状態が確認できたら、子犬の場合はケージに入れた状態で先住犬に引き合わせます。成犬では2頭とも引き綱をつけた状態で、まず、公園など家以外の場所で対面させ、挨拶を済ませてから一緒に自宅へ入ります。先住犬も新しい犬も社会化ができていれば、平和的に挨拶をします。社会化されていないとどう接していいかわからず軽く攻撃をしかける場合もありますが、先住犬を叱ってはいけません。犬の様子を見ながらケージ越し、あるいは引き綱をつけた状態で対面を続けていき、次第に慣れていくのを待ちましょう。犬同士が慣れてきたら、飼い主が見ていられるときに自由に会わせるようにしていきます。決して人が犬同士を無理に近づけてはいけません。</p>
<p>雌雄の組み合わせは？</p> 	<p>オスはライバル意識が強い傾向があり、同性同士の組み合わせでは小競り合いが絶えず起こることが多くあります。オスとメスの組み合わせだと比較的仲がよくなりやすいようです。どの組み合わせでも、無計画な繁殖を防ぐためだけでなく、ケンカやストレスを防ぐため、性成熟前の不妊去勢手術が必要です。</p>	<p>接し方は？</p> 	<p>以前は、犬は犬同士の順位を気にするので順位の高い犬を優先すべきといわれていましたが、犬は不安定な関係を嫌うので、飼い主が決めた優先順位を一貫すればいいのです。優先権は常に先住犬にあるとして、遊びや食餌、なでるなどのコミュニケーションも全て先住犬を優先します。新しい犬は最初から「2番」の扱いを受けていれば、そういうものだと容易に馴染みませす。</p>

*8: 狂犬病予防法(昭和25年8月26日法律第247号)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 1 第四条の規定に違反して犬(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。)の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 2 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者

★飼い主は日ごろから動物病院など
相談先を確保しましょう



こんな兆候がみられたら 多頭飼育の危険信号

- ・犬や猫が清潔でない、手入れが十分でない
- ・犬や猫が健康でない
- ・犬や猫、飼い主がハッピーでない
- ・家の中や外が散らかっている
- ・近隣との良好なコミュニケーションがない



危険信号に気づいたら早めに
保健所・動物愛護センターに相談を！



環境省
Ministry of the Environment

発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/

製作：株式会社オーエムシー

編集・デザイン：つしまみかこ

平成 23 年 3 月発行

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性



○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ